

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

市営公園墓地法面樹木伐採業務委託(一般委託)仕様書

市営公園墓地法面樹木伐採業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市営公園墓地の墓域林縁部の日当たりを阻害している法面樹木について、枝払いや伐採等を行い日当たり改善を図るもの。
2	履行期間	契約日から令和6年3月28日
3	施行場所	横須賀市大矢部6丁目1033番地
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	—
6	関係法規	—
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 ・「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、履行期間を通じて当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	業務完了後に一括支払い。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和5年4月改正の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	建設部公園建設課 宇田川 電話:046-822-9795

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

市営公園墓地法面樹木伐採業務委託特記仕様書

1 目的

本業務は、市営公園墓地の墓域林縁部の日当たりを阻害している法面樹木等について、枝払い又は、伐採等を行い、日当たり改善を図るものである。

2 施行場所

- (1) 市営公園墓地 横須賀市大矢部6丁目1033番地
・1区～13区(休憩所手前)の墓域との林縁部

3 履行期間

契約日から令和6年3月28日

4 一般事項

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
- (2) 本業務実施に当たっては、業務の適正な履行に最大限努めること。また、事前に業務計画を施行計画書として提出し、監督員の承諾を得ること。
なお、墓地の繁忙期（彼岸時期）等については、作業を控えるよう計画を作成すること。
- (3) 本業務の目的が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、墓地利用者や通行者、近隣住民等に迷惑のかからないよう、安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に直ちに監督員に報告すること。
なお、墓石・通路などにも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのないよう、十分注意して万全の策を講ずること。
- (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (6) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬等が含まれている。
- (7) 業務関係者に業務上の負傷その他事故が発生した場合、その事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。
- (8) 受託者は、業務従事中に、墓地内施設等の滅失破損その他委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することのできない事由のときはこの限りでない。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を

報告しなければならない。

- (9) 樹木管理時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、別途協議するものとする。
- (11) 作業範囲は、カラーコーン・バリケード等で囲い、通行人等の立入を防止すること。カラーコーン・バリケード等で囲うことが難しい時は、周辺に注意を配り作業を行い、通行人等が近づいた際は、安全を配慮し作業を中断すること。
作業車両の通行及び駐車の際には、歩行者や他の車の通行・出入りに十分配慮し、墓地利用者の迷惑とならないよう注意すること。
なお、上記安全対策及び作業指揮者の配置計画について、施行計画書に記載すること。

5 業務仕様

(1) 法面樹木伐採等

- ① 日当たりを阻害している法面樹木等とは、原則、法尻から墓域へ越境している枝を擁している樹木又は、墓域内に日陰を作ってしまう枝を擁した樹木のことを言い、墓域に対しての日当たりを阻害する全て枝を処理すること。

なお、幹周が細く、枝払いより伐採が適しているものに関しては、伐採にて支障木を処理すること。

- ② 日当たりを阻害するものが、笹・竹の場合については、伐採は地際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。

(2) 発生材処理（運搬費込み）

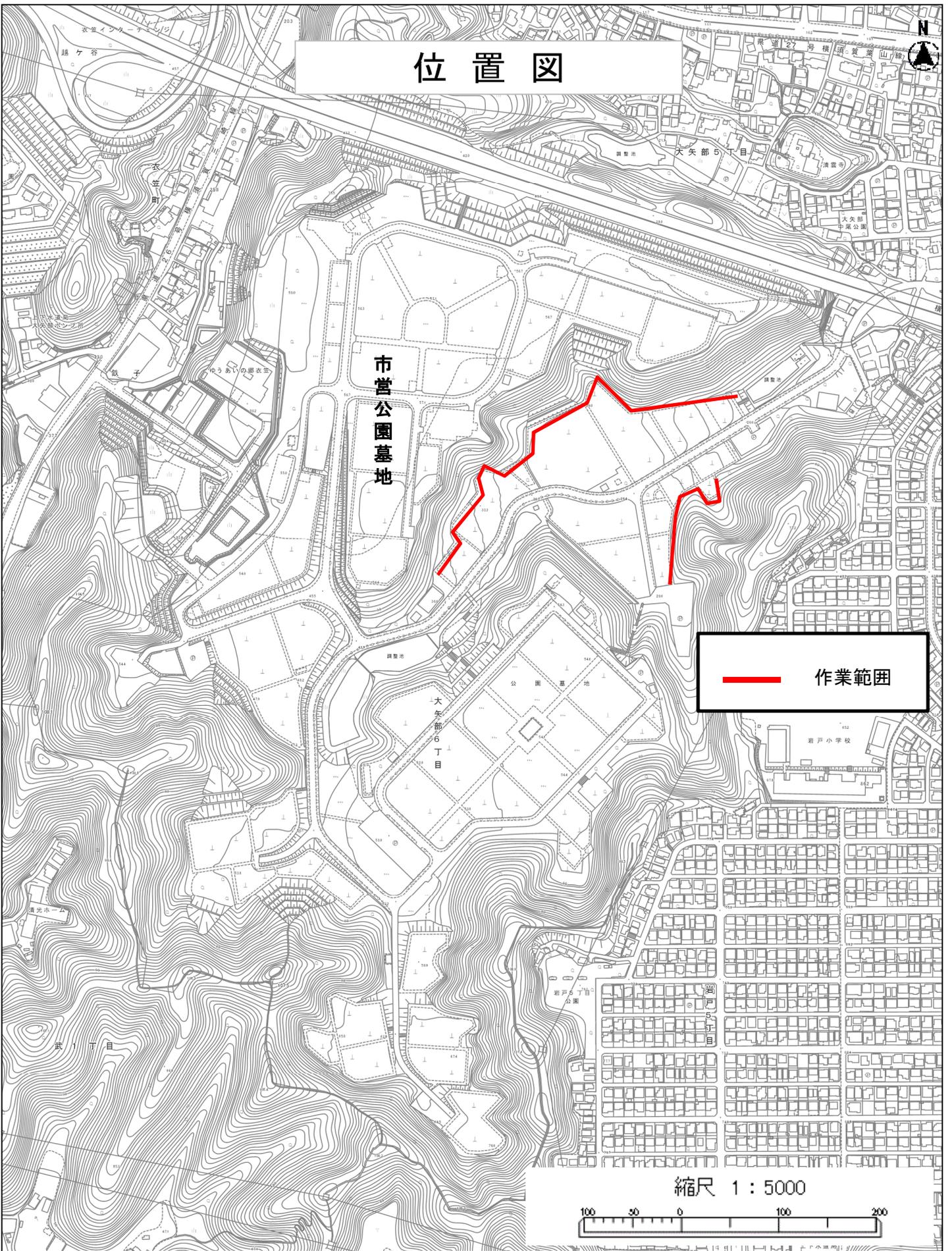
枝払いや伐採等で発生した枝等は裁断し、なるべくその日のうちに処理場に運び込むこと。その日中に処理できない場合には、墓地利用者の妨げとならない場所に一時仮置きし、その際、草などが飛散しないよう養生を行うこと。

なお、横須賀ごみ処理施設「エコミル」及び積替保管施設に搬入する場合は、必ず、2名以上で行うこと。

- (3) 急傾斜地での作業は、十分に安全に配慮し、急傾斜地下の墓所等の迷惑とならないようにすること。
- (4) 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材等ごみがないようにすること。

6 その他

- (1) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の契約不適合事項については、受託者の負担により処理すること。



住宅地図：Copyright (C) 2023 ZENRIN CO., LTD (Z23JF121)

基盤地図：この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。